

平成31年4月
定例教育委員会会議

会議録

平成31年4月26日開催

会 議 録

開催日時	平成31年4月26日（金）		午後1時30分 開会 午後2時55分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 杉山 信治，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 本田 哲嗣	
	事務局 説明員	学校教育部長 山川 俊巳 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 林上 敦裕 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 佐藤 潤一 公民館事業課長 片山 勝敏 教職員担当課長 佐々木 康成 中央図書館長 岡島 博行 教育政策課主幹 水野 泰子 教育指導課主幹 辻並 浩樹 学務課 坂田 太郎	
	事務局 職員	教育政策課 上江 昌弘 同 星 由里夏	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 平成31年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について ・議案第2号 旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第4号 旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法等について ・議案第5号 旭川市博物館協議会委員の任命について ・議案第6号 第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2期旭川市学校教育基本計画 平成31年度（2019年度）事務事業について (2) 平成31年度旭川市教員研修計画について (3) 平成31年度旭川市確かな学力育成プランについて 		

(4) 旭川市立小学校プログラミング教育の手引について

(5) 「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールの報告
について

(6) 西神楽地域における施設再編等の取組について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容

発 言 者	発 言 要 旨
	《 開 会 》
教 育 長	<p>ただいまから、平成31年4月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日の議事に入ります前に、まず、私のほうから御報告がございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されています。これにより、本年4月12日に、教育長職務代理者として教育委員会委員の中から杉山委員を指名させていただきます。杉山委員のほうから恐縮ではございますが一言御挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
杉 山 委 員 教 育 長	<p>(杉山教育長職務代理者挨拶) ありがとうございます。</p>
林上学校教育部次長	<p>続きまして、4月の定期人事異動で異動、又は昇任をされました課長職以上の方がおりますので、御紹介させていただきたいと思っております。 まず学校教育部からお願いします。 平成31年4月付けで異動、昇任のありました学校教育部の課長職以上の職員を御紹介します。</p>
佐藤学校教育部次長	<p>佐藤教育指導課長が学校教育部次長となりました。引き続き、教育指導課長の事務を取り扱います。</p>
林上学校教育部次長	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
適正配置担当課長	<p>矢萩適正配置担当課長です。</p>
林上学校教育部次長	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
教育指導課主幹	<p>辻並教育指導課主幹です。</p>
林上学校教育部次長	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
社会教育部長	<p>以上でございます。</p>
吉田社会教育部次長	<p>続きまして、社会教育部です。</p>
社会教育部長	<p>吉田社会教育部次長です。なお、科学館長の事務を取り扱っております。</p>
酒井社会教育部次長	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
社会教育部長	<p>酒井社会教育部次長が、社会教育課長の事務を取り扱っております。</p>
社会教育課主幹	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
社会教育部長	<p>安住社会教育課主幹です。</p>
文化振興課長	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
社会教育部長	<p>高桑文化振興課長です。</p>
文化ホール担当課長	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
社会教育部長	<p>山本文化ホール担当課長です。</p>
井口公民館事業課主幹	<p>(一礼後、一言挨拶)</p>
社会教育部長	<p>井口公民館事業課主幹です。</p>
教 育 長	<p>以上で、紹介を終わらせていただきます。 なお、議事に関わらない職員につきましては、退席させていただきます。 ありがとうございます。それでは、退席をお願いいたします。</p>
	《 会 議 録 署 名 委 員 》
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、本田委員を指名します。</p>

		《 前回会議録 》
教 育 長		平成31年1月第1回臨時教育委員会会議（平成31年1月14日開催）、平成31年1月定例教育委員会会議（平成31年1月22日開催）、平成31年2月定例教育委員会会議（平成31年2月7日開催）、平成31年3月定例教育委員会会議（平成31年3月28日開催）及び平成31年4月第1回臨時教育委員会会議（平成31年4月10日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。
各 教 員	委 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、平成31年1月第1回臨時教育委員会会議、平成31年1月定例教育委員会会議、平成31年2月定例教育委員会会議、平成31年3月定例教育委員会会議及び平成31年4月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。
		《 審 議 事 項 》
教 育 長		それでは、審議事項に入ります。 議案第5号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（5）「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールの報告について」及び報告事項（6）「西神楽地域における施設再編等の取組について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各 教 員	委 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（5）「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールの報告について」及び報告事項（6）「西神楽地域における施設再編等の取組について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。
林上学校教育部次長		議案第1号「平成31年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」、説明願います。 実施方針につきまして御説明申し上げます。「趣旨」についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、毎年、教育委員会に義務付けられている教育委員会の事務に関する点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきたいと考えております。 次に、「点検・評価の対象」についてでございます。「教育委員会の活動状況」と「旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」の二つを点検・評価の対象としております。 「点検・評価の方法」についてでございます。「教育委員会の活動状況」につきましては、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、学校の設置関係、規則制定関係などの実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を明らかにしてまいりたいと考えております。「旭川市学校教育

		基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」 に関しまして、「学校教育基本計画」につきましては、本年3月に第2期 旭川市学校教育基本計画を策定しておりますが、今回の点検・評価は、旧 計画の最終年度に当たる平成30年度の事業に対し行うことから、これま までと同様に旧計画の4つの成果目標につきまして、成果指標により達成状 況を把握するとともに、「主な取組」の実施状況につきまして、評価指標 等を参考にしながら各施策事業の進捗状況を点検・評価してまいります。 「社会教育基本計画」につきましては、2つの基本理念と、その実現の ための5つの基本目標ごとに、成果目標を設定し達成状況を把握するとと もに、主な取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。 いずれの基本計画につきましても、成果や課題等を把握し、今後の取組 の方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。 次に、「学識経験者の意見聴取」についてでございます。教育委員会が 行った点検・評価の結果につきまして、昨年度同様、学識経験者から意見 を聴取してまいります。 次に、「点検・評価の結果に関する報告書の作成等」についてです。 前年度における施策・事業の点検・評価の結果でありますことから、市 議会での平成30年度決算審査との時期的な整合を図ることや、その結果 を平成32年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を 踏まえまして、9月に開会されます市議会第3回定例会に提出を予定して おります。このため、報告書案につきましては、8月の定例教育委員会会 議におきまして付議し、御審議いただきたいと考えております。 最後になりますが、学校教育においては、子どもたちのための教育とし て、社会教育においては、市民のための生涯学習として、各施策の取組が どこまで進んだのかを確認するといった観点を持ちながら、教育委員会の 事務に関する点検・評価に取り組んでまいりたいと考えております。
教 育 長	各 委 員 長	議案第1号「平成31年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施 方針について」、御意見、御質問等はありませんか。
各 教 育 長	各 委 員 長	ありません。 それでは、議案第1号「平成31年度教育委員会の事務に関する点検・ 評価の実施方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませ んか。
各 教 育 長	各 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「平成31年度教育委員会の事務に 関する点検・評価の実施方針について」は、原案どおり決定します。
公民館事業課長	教 育 長	次に、議案第2号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について」、説明願います。 この度の改正は、旭川市公民館条例施行規則に定める様式第1号から様 式第4号に表示されております元号表記を削除し、また、宛先表記の中の 「あて」を平仮名から漢字に変更しようとするものでございます。
教 育 長	杉 山 委 員 長	議案第2号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に ついて」、御意見、御質問等はありませんか。
公民館事業課長	杉 山 委 員 長	元号表記をやめるとのことなのですか。西暦に直してしまうのですか。 元号が変わる度に様式を変更しなければならないという手間がありまし て、元号は残し手書きで記載することを想定しています。
滝 山 委 員 長	杉 山 委 員 長	新しい印刷物に「令和」は入るのですか。
社会教育部長	杉 山 委 員 長	こういう風に変えてしまったら、新しい印刷物に「令和」は入ってこな いということですね。
社会教育部長	杉 山 委 員 長	新しい印刷物には令和は入れずに、元号は手書きとなります。
公民館事業課長	杉 山 委 員 長	それは親切じゃないですね。元号が入っていなかったら、普通は西暦 で書きますよね。 元号を判子で押せるようにしておくという措置も考えております。

杉山委員	一時的には判子で対応するのは止むを得ないと思いますが、令和が何年続くかこれから分かりませんが、20年、30年続くとしてその間全部判子で対応するのも現実的ではありません。市役所全体としてのことだと思いますが、いかがでしょうか。
林上学校教育部次長	実際の運用の話なのですが、市民の方が使っていただくときには、印刷してお渡しする分には構わないと思います。手書きで記載いただいても構いません。市役所全体がそのような取り扱いだと思います。
杉山委員	市役所全体でもやはり、新元号はそのまま使っていく考え方なのですか。
林上学校教育部次長	はい。5月からは新元号を使っていくこととなっております。
教育長	国からの各届出の元号の取扱いに係る通達を踏まえ、改正しています。
滝山委員	国の方針としては、「官公庁は元号を使う」ということですね。
社会教育部長	公民館事業課長からもありましたが、元号が変わる度に改正するのはどうかという考えもある中で、規則上は年度のみ表記にさせていただきます、基本的には5月1日から令和元年度、あるいは2年度、3年度と書いていただくということなのですが、林上次長からもありましたが、実際の運用の中でどうするのかという部分は、考えていく必要があると思っております。一時的に使用するという部分では確かに判子の利用も1つの手段だと思います。
教育長	各委員さんから御発言がありましたが、その運用に当たっては、やはり市民の方に支障が生じないような形で、対応できるように考えていきたいと思っております。
近藤委員	附則について、「この規則は平成31年5月1日から施行する」と記載がありますが、どうしてですか。
社会教育部長	これは、平成31年4月30日までに公文書で出したものについては、まず「平成」を使うようにという通達が国からあったため、5月以降のものでも4月30日までに公文書として発出するものについては全て「平成」を使っております。
近藤委員	分かりました。
本田委員	要するに「令和」を入れないでおけば、次に、年号が変わったときはこの改正は必要なくなるという趣旨ですね。ただ、市民サービスから言えば、元号の「令和」は使わせていただくということですね。
社会教育部長	はい。
本田委員	そうしなければならないと思います。元号と西暦どちらなのか市民から多分聞かれると思いますし、その方が窓口としては手間が多く、市民があまり良い感情を持たないと思います。
教育長	また、西暦にするという誤解を生むような説明になっていたように思うので、令和以降、新しい年号が変わる時にこういう規則の改正が必要なくなるという意味で先取りしましたという説明の方が理解しやすいと思いました。
教育長	意見にもありましたが、混乱が生じないように確認、統一したいと思います。
各委員	他に御意見、御質問等がありますか。
教育長	ありません。
各委員	それでは、議案第2号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
教育長	異議ありません。
中央図書館長	「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。
中央図書館長	次に、議案第3号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。
中央図書館長	今回の改正につきましては、本年5月からの元号改正に伴い、旭川市図書館条例施行規則中の様式の一部を変更するものであります。改正の内容

教 育 長	<p>といたしましては、様式第2号の「図書館利用カード交付申込書」の生年月日の欄に新元号の「令和」を加えるものであります。</p>
杉 山 委 員	<p>議案第3号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
中央図書館長	<p>生年月日が明治となる対象の市民の方はいらっしゃいますか。</p>
教 育 長	<p>4月1日現在、20名ほどいらっしゃいます。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、議案第3号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
教 育 長	<p>異議ありません。</p>
林上学校教育部次長	<p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
	<p>次に、議案第4号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」、説明願います。</p>
	<p>本件につきましては、学務課が所管する案件ではございますが、私から説明させていただきます。</p>
	<p>この調査委員会は、「旭川市教科書調査委員会条例」の規定によりまして、教科書の採択について必要な事項を調査、研究することを目的として設置しているものでございます。本年度は、平成32年度から使用します旭川市立小学校用教科用図書の採択を行うことから、本日は、この調査委員会の構成及び委員の選任方法についての御審議をお願いしたいと思います。</p>
	<p>調査委員会の構成は、条例の規定により、1号委員は校長及び教員42人、2号委員は学識経験を有する者12人、3号委員は教育委員会事務局の職員6人で、計60人とされております。</p>
	<p>また、委員の選任方法は、1号委員のうち、校長は旭川市小学校長会に、教員は各小学校長に対し推薦依頼を行い、42人の選任案を事務局で作成いたします。</p>
	<p>2号委員の内訳は、議案書13ページの中ほどのおりとなっておりますが、大学教授等は市内の大学等に、保護者は旭川市PTA連合会に、教育研究機関の職員は上川教育研修センターに、社会教育委員は旭川市社会教育委員会に、幼稚園園長は旭川私立幼稚園協会にそれぞれ推薦依頼を行い、12人の選任案を作成いたします。</p>
	<p>3号委員につきましては、教育指導課の指導主事とし、6人の選任案を作成いたします。</p>
	<p>なお、この選任案を5月の教育委員会会議で御審議いただき、調査委員を任命いたします。あわせて、「採択方針、調査委員会への諮問内容及び採択結果等の公表」についても御審議いただき、6月から7月中旬にかけて、調査委員会、小委員会を開催するとともに、教科書展示会を中央図書館、神楽図書館予定となっておりますが永山図書館でも開催いたします。</p>
	<p>7月下旬に調査委員会から答申を受け、8月の教育委員会会議で各小委員会委員長から答申内容の説明、調査研究結果の報告を行い、その後、教科書採択の御審議をいただく予定でございます。</p>
	<p>議案第4号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
	<p>2号委員への推薦依頼はいつ頃行う予定ですか。</p>
	<p>今日決定されてから、随時各所に依頼します。</p>
	<p>PTA連合会に依頼をかけるときにできれば、きちんとした条件を出して、「こういう人を出してください」というようなことで推薦依頼をかけたほうが良いと思います。名前だけ出して、忙しくて出て来られない方が中にはいらっしゃいます。また、小学生の保護者が望ましい等、こちらか</p>

学 滝 学	務 山 務	課 員 課	<p>ら条件付けをして依頼したほうが良いと思います。 分かりました、ありがとうございます。 各教科何人いらっしゃいますか。 各教科5人程度ということで、前回から比べて10人増えてるのは、小学校で言うと道徳と英語が増えているためです。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第4号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について」は、原案どおり決定します。</p>
教育政策課主幹			<p>次に、追加議案であります議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」、説明願います。 第2期旭川市学校教育基本計画につきましては、3月の会議で審議決定していただいたところですが、その後、平成31年度の事務事業をまとめる段階で、計画についても一部整理が必要となりましたので、本日御審議いただきますようお願いいたします。修正点につきまして御説明いたします。</p>
			<p>取組1について、これまでは「旭川市確かな学力育成プランに基づく取組の推進」としておりましたが、ここに位置付ける事務事業がいわゆる学力向上に関わるものということで、より具体的に、分かりやすくするため、「基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進」とするものでございます。これに伴いまして、目次、13ページの計画の体系、14ページの基本施策1、取組1の記載を修正するとともに、15ページの基本施策1を、16ページの取組1を修正しております。また、事務事業を整理しましたことから、取組2の記載を修正したほか、各取組に記載しております主な事務事業を整理するとともに、調査中であったために平成29年度の実績値を記載しておりましたデータがございまして、これを平成30年度の値に更新しております。いずれも計画として盛り込む内容、整理する内容というのは大きく変わるものではございません。なお、今後は、計画と事務事業で5月の市議会経済文教常任委員会で報告する予定でございます。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」は、原案どおり決定します。</p>
			<p>《 報 告 事 項 》</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>それでは、報告事項に入ります。 報告事項(1)「第2期旭川市学校教育基本計画 平成31年度(2019年度)事務事業について」、報告願います。</p>
教育政策課主幹			<p>第2期旭川市学校教育基本計画では、基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」の下、目指す子ども像「自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども」、「自分と仲間を愛し、心豊かな子ども」、「心身ともにしなやかでたくましい子ども」の実現を目指して設定した目標、</p>

	<p>基本施策、取組等を踏まえまして、計画を着実に推進していくための事務事業を取組ごとに位置付け、まとめることとしております。</p> <p>3月末に市議会において承認されました平成31年度予算を踏まえまして、今年度計画全体で58の事務事業を位置付けてまとめております。今後は、これら事務事業の実施により、計画を着実に推進してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、事務事業につきましては、財政状況を始め計画の進捗状況や事業成果などを踏まえ、毎年度見直しを行うこととしております。</p>
教 育 長	<p>報告事項(1)「第2期旭川市学校教育基本計画 平成31年度(2019年度)事務事業について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項(1)「第2期旭川市学校教育基本計画 平成31年度(2019年度)事務事業について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(2)「平成31年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。</p>
教職員担当課長	<p>教育公務員特例法が一部改正され、教員の任命権者が必要な指標を定めることのほか、研修の実施者は毎年研修実施計画を策定することとなりました。本市は中核市であり、これまでも、初任段階研修等の法定研修を始め、教員の経験に応じた専門的知識や技術に関する研修のほか、今日的な課題に対応した研修を実施してきております。この度、これらの研修の内容等を整理して、一覧にするとともに、上川教育研修センターや北海道教育委員会が開催している研修につきましても、旭川市立小・中学校の教員等が参加できる研修についてまとめたほか、また基本方針等についても掲載した、平成31年度旭川市教員研修計画を作成いたしました。今後はこの研修計画を教員等に周知し、研修の受講を促すほか、計画に沿って効果的に研修を開催し、教員等の更なる資質向上を図ってまいりたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>報告事項(2)「平成31年度旭川市教員研修計画について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
杉 山 委 員	<p>初めてこういう形で教員の研修計画をまとめたのですか。</p>
教職員担当課長	<p>市教委としては、初めてです。</p>
杉 山 委 員	<p>このようにまとめることの意味なのですが、例えば何月何日にこういう研修やりますといったようなことが年間スケジュールで分かるわけですよ。教員1人1人の方がこれを見て「この研修受りたい。」とか「自分はこの部分が足りないから教頭と相談して受けてみたい。」といったことが可能なのですか。</p>
教職員担当課長	<p>はい、そういうことです。初年度ということもあり、何月中といった開催月の記載にとどまり、何月何日と特定の開催日まで記載がない部分もありますが、将来的にはできるだけ早めに日付けを設定して、先生方が1年間の自分の研修計画を早めに立てて、各学校の中で調整しやすいようにしていきたいと考えております。</p>
杉 山 委 員	<p>すごく良いことですよね。</p>
佐藤学校教育部次長	<p>加えてなのですが、今回、国の法改正の中で、各都道府県は、教員がそれぞれのキャリア段階に応じて、身に付けるべき資質能力を明らかにすることとなり、北海道教育委員会は、「教員育成指標」を策定しました。それに準ずるものとして旭川市教育委員会としても、その研修の目的や対象、教員が身に付けるべき資質能力等を明らかにしたところです。</p>
滝 山 委 員	<p>初任の先生なら、大体何時間ぐらいの研修をいつ受講するのですか。</p>
佐藤学校教育部次長	<p>資料の19ページになりますが、例えば一番最初に受ける研修ですと、朝から夕方まで3日間、初任段階教員の1年次の研修の第I期がございます。1年次については、I期、II期、III期と年間に大きく3つの研修を受</p>

近藤委員
佐藤学校教育部長

けることとなっており、2年次はその隣に記載のある3日間の研修と続きまして、初任段階については5年間かけて研修することとなっております。

5年目以降の先生方についてはどうなのですか。

いわゆる法定の研修になりますと、初任段階の5年間と、次のページにあります「中堅教諭等資質向上研修」がございます。これは10年の教職経験を経た教員が対象となる研修となっております。この2つが、国が定めている研修ですが、それ以外にも例えば、教務主任等が参加する「学校運営研修」などの研修がございます。それらは、道あるいは市で独自に実施しています。

近藤委員
佐藤学校教育部長

受講義務の範囲ではない先生方はこういう研修に全く参加しない先生もいらっしゃるということですか。

市教委が実施する研修の中では、どこかで必ず受講できるようにしておりますが、受講しないこともあるかと思えます。

近藤委員
佐藤学校教育部長

それは強制ではなく、やはり自主的なのですね。

そうです。受講機会としては設けているところです。校長先生を始め、若い先生もいればベテランの先生もいるので、その先生方に一年間を通してこんな研修を受講してもらおうというような計画を立てながら、学校の状況に応じて受講していただいております。

本田委員

多くの場合、ここに記載されているのは校外研修に類するもので、校内研修は各学校、研究主題を持って推進しているところですので、各学校において、先輩教員から年代別とかキャリアステージに応じた指導が行われるような仕組みがあります。小学校の場合は皆で1つの主題、中学校は教科ごとあるいは1つの研究主題に沿って実施しています。

私がここで評価したいのは、研修センターの内容も網羅されているので、受けなくてはならない研修だけでなく受けることができる研修も紹介されていることに意義があることと、それから先程佐藤次長が言われたように、教員育成指標が法で定められて、各都道府県が策定していますが、やはりこれを自覚していただくしかないだろうと思います。要するに、教員になったら終わりではなく、なったら始まりと捉えていただきたいと思えます。

また、国は教員になる前から大学の4年間で身に付けなくてはならない資質能力まで示しています。しかし、すぐく見づらいため、それを見やすくするのがそれぞれの職場の仕事かなと思われま。要するに、要素が多いものですから、表にすると見づらくなるので、これを切り取ったり拡大して各校内研修等々で活用していただきたいと思えます。加えて研修センターのカリキュラムも若干変更していただくよう、会議で意見を述べさせていただいたら、早速改善されているようなので、前に進んできている感じがします。いずれにしても、「自ら学び続ける」という意識を各学校の先生方が、自覚を促していかないと、器は用意したけど、受講されないということのないように気を付けていかないとならないなと思えます。今までは見えにくかったものを明らかにしているので、これが機能して、研修に積極的に参加していただくと資質向上に資する内容と思われま。

あと、初任段階の研修がなぜ5年になったかというのは、やはり校内にいる時間を増やそうということなんだろうと思えます。校外に出て、別な場所で受けるということは、子どもを学校に残しておくが多かったものですから、年数は増えたけども、学校内でやれる研修を増やしてはないかと私は読んでいます。職場を空けてまでやるだけの価値があるのかとの批判もあったように思うので、年数を伸ばして、校内で学ばせるといいますか、上の先輩が後輩に指導していく場を増やしたのではないかと思えます。初任者にとっては良い制度に変わってきているのではないかと思われま。感想も含めてお話ししました。

教育長
杉山委員

ありがとうございます。

うちの会社でも、4、5年くらい前からこういうものを作っています。

		やはり職員にしてみたら、求められる職員像だとか、どんなスキルが必要なのかとか、若い人たちはそういうことがなかなか分からないですから、そういうものをまとめてあげる、それから年間の研修スケジュールを作ってあげる。我々の業界には、資格試験だとかそういうものがたくさんありますから、何年目までにはこのレベルまで到達しなければならないといったような形で見せていく。そして、今本田委員がおっしゃったように、校内でできる部分、自分たちで自らの勉強会を企画するなどして、教員としてどんなことが期待されているのか、自分の年代から言えばどこまでやらなければならないのか、そのためにはどういうツールがあるか、といったことを見える化することがすごく大事だと思います。だからそういう意味で、これがそういうツールに育っていくということが大事なことだと思います。
教 育 長		昨日校長会議がございまして、大卒のお話をしまして、内容については今日の教育委員会会議で諮りますが、各校長に、校内での研修はもとより校外での研修についても是非出席できるような御配慮をお願いしてきたところでございます。
各 委 員		他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長		ありません。
		それでは、報告事項（２）「平成３１年度旭川市教員研修計画について」は、報告を受けたこととします。
		次に、報告事項（３）「平成３１年度旭川市確かな学力育成プランについて」、報告願います。
佐藤学校教育部次長		前回の教育委員会協議会におきまして、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、次の３点を改善いたしました。
		１点目は、児童生徒の確かな学力を育成するために市内の小・中学校が共通して、全ての学校で取り組む指導の重点といたしまして、「学びを深める授業づくり」「落ち着いた学級づくり」「望ましい学習習慣づくり」という３つの柱と、その下に９つの取組を示したところでございます。
		２点目は、学校運営支援の部分でございます。学校における働き方改革については、この項目を改めて出すようにということでございましたので、学校運営支援の３つ目の項目として示したところでございます。
		３点目は、教員の資質・能力向上支援でございます。教員研修事業の中で本市が独自に開催をしております、旭川市教員研修につきましては、その主な内容についても併せて示したところでございます。本プランにつきましては、このあと各学校に送付いたしまして、全ての教員に周知してまいりたいと考えております。
教 育 長		報告事項（３）「平成３１年度旭川市確かな学力育成プランについて」、御意見、御質問等がありますか。
本 田 委 員		前回の会議の内容が反映され、改善されていると評価したいと思います。
近 藤 委 員		教員研修の部分が一番変わったと感じます。以前よりも内容が書かれていてきちんといろいろなことをしてるのが分かるようになって改善されていると思います。
教 育 長		御評価いただきましてありがとうございます。
		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、報告事項（３）「平成３１年度旭川市確かな学力育成プランについて」は、報告を受けたこととします。
		次に、報告事項（４）「旭川市立小学校プログラミング教育の手引について」、報告願います。
佐藤学校教育部次長		次年度からの小学校学習指導要領の全面実施に向け、各小学校においてプログラミング教育が計画的に実施できるよう、市内の教員で編成をいたします「小学校プログラミング教育プロジェクトチーム」の協力を得まし

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>て、教育委員会で策定したものでございます。内容につきましては、プログラミング教育の基本的な考え方や育成する資質能力等について記載をしましたほか、本市におけるプログラミング教育の取組といたしまして、本日お迎え式がありました、ソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」を活用した授業、あるいはプログラミングソフト「Scratch（スクラッチ）」を活用した授業等を実施するための指導計画等についても記載したところでございます。</p> <p>本手引につきましては既に小学校には配付をしております、今後は各学校の校内研修等で活用していただきまして、プログラミング教育についての理解を先生方に深めていただき、今後の適切な教育課程の編成と円滑な実施に役立てるよう助言をしてみたいと考えております。</p> <p>報告事項（４）「旭川市立小学校プログラミング教育の手引について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「旭川市立小学校プログラミング教育の手引について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
教	育	長	<p>《 秘 密 会 》</p> <p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第５号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第１号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各	委	員	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第５号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第１号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録に概要を記載することといたします。</p> <p><議案第５号「旭川市博物館協議会委員の任命について」></p> <p>平成３１年４月２６日から平成３２年６月３０日までを任期とする旭川市博物館協議会委員として任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><報告第１号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p> <p>平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

平成31年4月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

平成31年4月1日から8日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

平成31年3月20日から同年4月4日付けまでの北海道教育委員会に内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長
酒井社会教育部次長

次に、報告事項（5）「「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールの報告について」、報告願います。

昨年11月の臨時教育委員会会議で御報告いたしましたとおり、本市では、サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない方との負担の公平性を確保するため、平成29年10月に策定されました「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」（改訂版）に基づき、昨年度より全庁的に使用料・手数料の見直しについて作業を進めまして、現在は、当部においても、改定料金案の算定作業が終了したところでございます。

今後の「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールについてでございますが、4月24日から6月14日まで改定料金案等につきまして、意見提出手続、パブリックコメントを行っております。また、合わせて5月上旬から中旬にかけて、総合政策部によります市民への全体説明会を開催しまして、5月の下旬から6月上旬にかけて各部によります個別説明会を開催いたします。そして利用者からの質問への対応ですとか意見聴取を行い、並行して各附属機関や関係団体への意見聴取等を行う予定でございます。その後、6月の下旬に市民等から提出されました意見などを踏まえた改定料金案等の修正案につきまして、行財政改革推進委員会及び各附属機関等において審議、報告等を行い、改定料金等の最終案を確定しまして、本年9月の市議会第3回定例会に関連議案を提出しまして、来年4月からの運用開始を目指しているところでございます。

教 育 長
杉 山 委 員
社会教育部長

報告事項（5）「「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールの報告について」、御意見、御質問等がありますか。

全庁的な取組の一環として、社会教育部に関連する部分があるということでございます。

算定料金は、現状の入場者数や収入などから採算ラインを考慮したのですか。

人件費、光熱費等のコストを算出しまして、施設によって、今回は50：50、市は50と見て公民館であれば公民館の負担が50という比率を考慮し、算定料金を算出しています。実際公民館等は算定料金のほうが高いのですが、平成29年の10月に策定された「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」で最大で値上げする場合についても1.5倍を限度とすることとしており、今回はこれに基づき、実際はもっと高い数字になっておりますが、1.5倍で止めているという場所もありますし、文化ホールのステージのように値上げする必要があるけれども、会議室は部屋の面積等を考慮するとコスト的には下がっており値下げをしている場所もございます。

杉山委員	<p>そのような一定のルールに基づいて算定料金を算出し、その金額が現在の金額の1.5倍に至らないものはその中での改定ということになりますし、1.5倍を超えたものについては1.5倍を限度としています。公民館については乖離があるので、2回目の料金改定も視野に入れております。</p> <p>先日、井上靖記念館のナナカマドの会の総会があり、入館料が200円から300円になると説明がありました。200円が300円になってもそれで採算に乗るかという、入館者が年間5千人くらいですので、採算に乗ることはないのですが、今後5割ずつのタイミングでこのように値上げしていくのか。公的な文化施設ですから、全て独立採算というわけでもないでしょうし、文化に対する助成という考え方があるわけですね。その辺りがよく分からなくて質問しました。</p>
社会教育部長	<p>今回は、例えば文化振興の分野であるとかスポーツ分野であるから助成をすとかしないということではなくて、「受益と負担の適正化」に向けた取組指針のルールに基づいて算出しております。様々な意見が出てきた中で変わる部分も出てくるかもしれません。</p>
教 育 長	<p>このことについては、「受益と負担の適正化」に向けた取組指針を見直す際にも、パブリックコメントや市民説明をして、算定の基礎を作っております。社会教育部長からお話したとおり、原則は維持管理経費です。人件費、光熱費、修繕等々に掛かっている経費をベースに算定をしており、入館者等の要素が入っていない形で料金の見直しに入っています。経過の中では減価償却的な概念も、どうにか入れたいというような話もありましたが、結果その部分は難しくなりました。本当に直接的な維持管理経費、これをベースに算定をしていくことで今進めているところです。</p>
杉山委員	<p>お手元の資料の中にも少し、取組指針の考え方を整理しておりますので、見ていただければと思います。</p> <p>いずれにしても料金に変動がございますので、色々な御意見が出ると思っております。</p>
社会教育部長	<p>例えば井上靖記念館の場合、算定料金で言えば、740円になりますが、それを1.5倍にするために300円に抑えたということですね。しかし、実際は740円もらっても採算が取れないですね。</p>
杉山委員	<p>金額的には半分の負担です。</p> <p>採算がとれるかどうかの観点では、半分もないのではないのでしょうか。記念館そのものの存続を逆に否定するような話になりかねないので、算定料金は、そういう難しさがありますね。計算で割り切れない部分が絶対出てきますよね。</p>
社会教育部長	<p>そうだと思います。</p>
杉山委員	<p>パブリックコメントで色々な意見がこれから出てくるのだと思いますけど、でもやはり公立的なものだから安くしないと駄目だという発想は改めるということも必要だと思います。ですからこういう取組を始めるのは非常に大事なことだなと思います。</p>
教 育 長	<p>過去にも二度ほど見送ってまして、リーマン・ショックの関係や、景気低迷ということで、今回相当久しぶりの料金改定になります。杉山委員のおっしゃったとおり、様々な利用者の方がおられますので、御意見が出ると思います。そこにもしっかりと説明しながら、また御理解いただけるよう努力しなければならないと思っております。</p>
本 田 委 員	<p>普段多く利用されている方が、値上げの見直しがあると「高くなった」と感じ、普段利用されていない方にとっては「もっと値上げしてほしい」というような感情が出やすい内容であると思いますが、やはり、社会教育においても受益者負担の考え方は当然必要だということを広めるための一石を投じていると私は思っています。施設設備に係る費用は全て市で持ちなさいということになると、多分それだけでパンクする状況が今後生まれると思っておりますので、そこをきちんと説明していくことと、算定基準は、一</p>

教 育 長	<p>市民にとっては非常に難しく、「何か数式があるなら示してほしい」と感じられると思いますので、何か簡便な算出率の出し方が説明できると、納得してもらえenと思います。単に言葉で「算定基準がありまして」と言われても、市民にとってはそれが何が土台になっているかが分からない。維持費等の項目を挙げられても、それがどれほどの割合を占めるものかが分からないと納得できないと思います。その場で全て納得するのは難しいことを説明しなければならぬことには御苦勞を感じますが、長い時間をかけてでも説明していかなくてはならないことだと思います。持続可能な社会という観点も必要で、今後まだまだ社会教育は続くんですという視点で説明していただければ良いのかなと思います。</p>
滝 山 委 員	<p>ありがとうございます。正にそのとおりです。受益の公平性といますか、負担の公平性が根底にありますので、そこを御理解いただけるように説明していくことだと思います。</p>
本 田 委 員 社会教育部長	<p>1. 5倍を限度とする料金の見直しも必要ですが、来てくれる人を2倍にする努力も大事です。70代、80代の元気なお年寄りが増えていますし、そういう人たちが行きたくなるような企画を考案して、利用者を徐々に増やすことができれば様々な面でメリットがあると思います。旭川は出かけて行くところが多いとは言えないので、公共施設で面白い企画があれば、もしかして出かけてくるかもしれません。料金改定も大事ですが、こちらの努力の方が重要だと思います。</p>
本 田 委 員	<p>減免制度もあるのでしょうか。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>はい。</p> <p>それがなくてはならない方々もいらっしゃるので、学校関係であるとか、高齢者の方々などには配慮していただければ有り難いと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(5)「使用料・手数料の見直し」に関する取組スケジュールの報告については、報告を受けたこととします。</p>
公民館事業課長	<p>次に、報告事項(6)「西神楽地域における施設再編等の取組について」、報告願います。</p> <p>西神楽公民館につきましては、本年2月に策定いたしました「地域集会施設の活用方針」において集約し、建物の廃止を検討することとしております。現在この地域では、支所・公民館、農業構造改善センター等により市民サービスを提供しておりますけれども、支所・公民館につきましては建築年数の経過によりまして老朽化が起こっており、耐震性のところの問題等、課題がありますことから、それらへの対応策を含めて西神楽地域における施設再編の取組について総務部公共施設マネジメント課が中心となり、西神楽まちづくり推進協議会と協議をした結果、本年2月28日に開催されました同協議会において、合意を得たところでございます。その内容につきましては、農業構造改善センターを増改築し、支所及び公民館の機能を集約するとともに、現在の支所及び公民館を解体するというものであります。その際、地域特性を踏まえまして、健康に関する取組や郷土資料館の一部を展示する等、新たな市民サービスの提供も検討しているところでございます。なお、平成31年度予算で西神楽支所等施設再編整備費として、西神楽農業構造改善センター改修設計委託料920万円が計上されているところであり、来年度以降増改築をする予定となっております。</p> <p>続きまして、本年2月に策定いたしました「旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画」及び「地域集会施設の活用方針」を踏まえまして、具体的な使用料の額や施設の運用の見直し等、多岐に渡る事項の基本的な考えをまとめました「地域集会施設の活用に関する実施計画(素案)」を策定しましたことから、本年4月24日から6月14日までの間、市民に対しましてパブリックコメントを実施しており</p>

社会教育部長	<p>ます。その内容につきましては、実施計画の趣旨や基本的な考え方等の実施計画の概要、管理運営手法や段階的な取組内容等、施設の有効的な活用に向けた取組及び公民館の位置付けや生涯学習振興にあたっての取組の方向性等、生涯学習の振興となっております。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>西神楽公民館につきましては、西神楽支所の中に公民館が併設されており、農業構造改善センターでも一部公民館事業を展開しているところでございますが、支所自体の建物が相当古くなってきたものですから、それを取り壊すことも視野に入れながら、農業構造改善センターの増改築を進めていきたいということで、地元の方々との協議が整っているところでございます。公民館の機能としては、スペース等の課題を地元と今後調整します。また、図書館の分室の機能が今後、支所が配置される場所にございますので、その機能を移動させていくことを検討しているところでございます。</p> <p>報告事項（６）「西神楽地域における施設再編等の取組について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（６）「西神楽地域における施設再編等の取組について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で平成３１年４月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>